

悩める経営者の

チカラになります！

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？



最低賃金
ワン・ストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

千葉県最低賃金総合相談支援センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305


mail : chiba-saichin-sodan@chibaroukiren.com

☎ 0120-026-210

最低賃金についてのお問い合わせ窓口はこちら

千葉労働局労働基準部賃金室

〒260-8612 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 TEL.043-221-2328

 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金引上げに向けた
中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)